

1000円  
以上！

# 最賃裁判ニュース

NO.16

2013年

9月18日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索を

## 第11回裁判報告 次回は11月27日(水)13:30~

### 原告側弁護団の追求に国は回答不能、しどろもどろ状態

9月18日の第11回裁判は、原告13名が参加し、傍聴支援者は91名。北海道労連の出口事務局長、生協労連柳副委員長、牧野富夫労働総研前代表理事も駆けつけていただき、法廷は満席になりました。原告陳述した33歳女性は、5人の子供を抱えて別居をしたばかり。シングルマザーとして生活をしていく不安と困難を語り、最低賃金の大幅引き上げを訴えました。また、原告側弁護団から総括的弁論が行われ、「裁量権」に逃げ込む国に対し、現行の低額最賃が憲法・最賃法違反であることを総合的に主張しました。国は直前に提出した陳述書で、決着済みの論点を蒸し返す入口問題(原告適格)を主張。弁護団の鋭い追求に、しどろもどろの答弁しかできない状態でした。

### 小学～幼稚園までの5人の子供を抱えて別居したばかり。今後の不安と困難を吐露

現在、5人の子ども(長男が小学5年生、長女が4年生、次女・三女が双子で3年生、一番下の次男が幼稚園の年長)がいます。

夫とは2002年12月に結婚しました。結婚後、直ぐに夫の浪費癖や家庭内暴力に苦しむようになり、家計はとても苦しいものでした。

今年の夏、「このままだとママ殺されちゃうよ」という長女の一言で、「もう別れていいんだ」と思い、8月初め子ども5人を連れて家を出て、2DKのアパートに引っ越しました。

今のスーパーで働き始めたのは次男が生まれた後の2009年1月からです。契約は、週5日、1日3時間の1年契約で、毎年6月に更新されます。今年で5年目の私は、時給900円です。月収にすると5万円ちょっとです。別居前は、夫の実家で食べさせてもらっていたので、家計の足しになればいいかなと軽く考えていました。

その後別居によって子ども5人を養っていかなければならなくなったため、会社に頼みこみ、なんとか1日4時間働かせてもらっています。そのため、ここ2ヶ月は月8万4000円ほどの収入がありました。とはいえ、会社との契約で年間で103万円を超えられません。

現在のアパートの家賃は5万2000円です。今は、2カ月間という約束で実家から援助を受けていますが、両親もお金に余裕はなく、これ以上の援助は期待できません。1日6時間契約への変更について会社と交渉を続けていますが、年度途中での変更なのでなかなか簡単にはいきません。



裁判後、恒例となった関内駅・横浜スタジアム周辺の「最賃デモ行進」

息子二人は地域のサッカークラブに通い、毎週土日に練習や試合に出ています。月2500円です。長男は本当にサッカーが好きで、他の子たちと同じように平日のスクールにも通いたいようですが、さらに月8000円の月謝を払う余裕はありません。

娘3人はフラダンス教室に週1回通っています。一人月2500円です。ただ、今は別居などで大変な状況なので、娘たちに説明して休んでもらっています。娘たちも「いいよ」「平気だよ」とは言ってくれていますが、みんなフラダンスの日をいつも楽しみにしていたので、本当に申し訳ない気持ちです。娘たちは学研などを「やりたい」と言います。親としてやらせてあげたいのですが、「ごめんね」と言って断るしかありません。

食費は1日1000円、1ヶ月30000円に抑えるようにしていますが、子どもたちはどんどん量を食べるようになってきていて、食費や生活費がどこまで増えていくのか、不安です。

自分がしたいことは今は考えられません。それよりも子どもたちにもっと勉強やクラブ活動を十分にさせてあげたいですし、もっと栄養のつくものをたくさん食べさせてあげたいです。格差社会と言われていますが、収入の差が子どもたちの教育や成長の格差につながっていることを肌身で感じています。もし仮に1日6時間働けるようになっても月の収入は10万円ちょっとにしかありません、母子手当や児童手当があっても子ども5人を食べさせるだけで精いっぱい、貯金や国民年金に回すお金はありません。また、家事や子供と過ごす時間を考えると1日6時間以上働いたり、ダブルワークなどもできません。

今の時給や最低賃金は、学生や主婦を基準にしているとしか思えません。私自身、正社員で働いているときや夫の実家で生活しているときは、時給や最低賃金について考えたことはほとんどありませんでした。しかし、自分が子ども5人を養っていく立場になって初めて、このような低い時給、最低賃金では生活していくことができないことに気付きました。

裁判所は、私たちの生活実態を見て、最低賃金を引き上げる判断をしてほしいと思います。

## ●弁護団が、国の最低賃金法・憲法違反の事実を総括的に陳述

弁護団は、国の「最低賃金決定の3つの考慮要素（生計費・賃金相場・事業主の支払い能力）のどれを重視するのか、また最低賃金と生活保護とを比較する計算方法の決定、そして最低賃金と生活保護の『逆転現象の解消』の先送りも、いずれも国の広大な裁量の範囲内で違法ではない」との主張に対し、総括的反論を加えました。特に、国が「企業の賃金支払能力」を過度に重視し、本来最も重視されるべき「労働者の生計費」を軽視しており、現在の最低賃金の水準では、2007年の最低賃金法が改正ポイント＝9条3項「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」に違反し、裁量の濫用・逸脱の事実を「最賃法制定過程、2007年改正の経過、先進国最低の水準の事実、国際条約、社会権規約」にふれて、総括的に主張しました。

## ●被告＝国が、既に決着済みの論点を蒸し返す主張。弁護団の反論に回答不能状態に。

被告＝国は1年前に決着済みの「原告適格」（原告が千円未満で働いているのか、千円以上で利益を得るのか）を持ち出し、訴訟要件を満たさないとの主張を蒸し返しました。これに対し、弁護団が「千円未満で働いている証拠を出してもダメなのか」、「働く側に訴える資格がないということは事業主側も『最賃が不当に高い』と訴えられないのか」と追求すると、モジモジと何を言っているのかわからない状態になりました。

裁判長は、次回の11/27の裁判期日に、双方が反論書を出すことを確認し、終了しました。



裁判前に、水谷神奈川労連議長が訴え。  
横断幕を持つのは、原告の人たち